

訴 状

2004年12月10日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 望 月 浩 一 郎
同 佐 久 間 大 輔

東京都足立区・・・丁目・番・号

原 告 木 村 宜 詞

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番9号虎の門TBLビル9階
虎ノ門協同法律事務所

TEL 03-3509-6785 FAX 03-3509-6682

原告訴訟代理人

弁 護 士 望 月 浩 一 郎

〒113-0033 東京都文京区本郷4丁目2番4号富澤ビル2階
東京本郷合同法律事務所(送達場所)

TEL 03-3813-6549 FAX 03-3813-6504

原告訴訟代理人

弁 護 士 佐 久 間 大 輔

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

被 告 日 本 郵 政 公 社
代 表 者 総 裁 生 田 正 治

割増賃金請求事件

訴訟物の価額 2,518,864円

ちょう用印紙額 18,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、2,518,864円、並びに、別紙一覧表記載の内金に対する同表記載の起算日から支払済みまで年5分の割合による金員及び内金1,226,024円に対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 付加金請求を除く部分について仮執行宣言

第2 請求の原因

1 原告と被告との労働契約の内容

原告^{よしのり}木村宜詞は、1992年11月16日に郵政事務官に採用され、2004年4月1日、関東監査本部より、日本橋郵便局第三集配営業課計画係の課長代理として転勤し、現在に至っている。

原告と被告との労働契約の内容は以下のとおりである。

労働時間 実働7時間45分

日勤(日1):午前7時30分から午後4時15分

日勤(日2):午前7時50分から午後4時35分

日勤(日3):午前8時30分から午後5時15分

中勤(中1):午前10時から午後6時45分

休憩時間 正午から午後1時

ただし、手すきの時間帯を見つけて30分程度昼食を取る時間しか取れなかった。

休息時間 午後5時15分から同30分(超過勤務に従事する場合)

就業場所 日本橋郵便局

賃金 棒給280,100円、扶養手当7,100円、調整手当34,460円、通勤手当12,830円

住居手当5,200円、特殊勤務手当(その他)2,800円

支払期日 毎月末日締切、18日支払

2 原告の出勤日

原告は、勤務を指定された日以外に、週休(法定休日)や非番(所定休日)にも出勤し、2004年5月2日(日)は3時間、同年9月12日(日)は2時間50分、同月29日(水)は6時間、同年11月13日(土)は1時間10分の時間外労働をした。特に原告は、9月29日は非番にもかかわらず、ゆうパックリニューアルにかかる「エリアマップ」を作成するため6時間のいわゆるサービス残業をしたものである。

3 別添の各月の労働時間表について

訴状別添の各月の労働時間表に記載された内容は次のとおりである。

1) 「労働時間」欄

a) 「始業時刻」欄

「所定」欄は、各日の勤務シフトにおける所定の始業時刻である。

「就労」欄は、各日の実際の始業時刻である。

b) 「終業時刻」欄

「所定」欄は、各日の勤務シフトにおける所定の終業時刻である。

「超勤簿」欄は、各月の超過勤務命令簿に記載された超過勤務の時間数である。

「終了」欄は、各日の実際の終業時刻である。

c) 「拘束時間」欄

各日の実際の始業時刻から実際の終業時刻までの時間数である。

2) 「休憩・休息時間」欄

「所定」は、所定休憩時間 1 時間と超過勤務に従事する場合の所定休息時間 15 分を足した時間である。

「現実」欄は、确实の実際の休憩・休息時間である。

3) 「総労働時間」欄

「拘束時間」から「現実」の「休憩・休息時間」を引いた時間数である。

4) 「時間外労働時間数」欄

a) 「所定外労働時間」欄

所定実労働時間の 7 時間 45 分と法定労働時間 8 時間の差である。

b) 「法定外労働時間」欄

各日の法定労働時間を超える労働時間から「超勤簿」欄記載の時間数を差し引いた時間数である。

c) 「うち深夜労働」欄

「法定外労働時間」のうち午後 10 時以降の深夜時間帯における労働時間数である。

5) 「時間外労働手当」欄

a) 「所定外労働時間」欄

割増賃金を算定する基礎となる時間給 1,814 円の 15 分間の金額である。

b) 「法定外労働時間」欄

時間外労働の割増賃金を算定する基礎となる時間給の 125%の金額、又は週休における休日労働の割増賃金を算定する基礎となる時間給の 135%の金額に、「時間外労働時間数」の「法定外労働時間」欄記載の時間数を乗じた金額である。

c) 「深夜労働」欄

深夜労働の割増賃金を算定する基礎となる時間給の 25%の金額に、「時間外労働時間数」の「うち深夜労働」欄記載の時間数を乗じた金額である。

4 原告の時間外労働

原告は、2004 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、別添の各月の労働時間表のとおり、

同年 4 月には 93 時間 35 分、

同年 5 月には 107 時間 5 分、

同年 6 月には 114 時間 50 分、

同年 7 月には 101 時間、

同年 8 月には 80 時間 45 分、

同年 9 月には 97 時間 10 分、
同年 10 月には 64 時間 20 分、
同年 11 月には 93 時間 25 分、
の社会通念上常軌を逸した長時間の時間外労働に従事した。

5 原告の時間外労働手当

原告は、2004 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、別添の各月の労働時間表記載の時間外労働に従事した結果、被告に対し、既払の超過勤務手当を除き、賃金請求権に基づき、

同年 4 月には合計 158,606 円、
同年 5 月には合計 198,180 円、
同年 6 月には合計 206,647 円、
同年 7 月には合計 177,884 円、
同年 8 月には合計 135,852 円、
同年 9 月には合計 165,183 円、
同年 10 月には合計 91,773 円、
同年 11 月には合計 158,716 円、

総合計 1,292,840 円(各月の労働時間表の右下にある「a + b + c =」欄参照)の賃金を請求する権利を有している。

6 被告の杜撰な労働時間管理

しかるに、被告は、原告に対し、2004 年 4 月から同年 10 月までの各月分の賃金の支払期日に上記時間外労働手当を支払わず、また、同年 11 月分の賃金の支払期日である同年 12 月 18 日に上記時間外労働手当を支払わないことは確実である。

そればかりか、被告東京支社の日本橋郵便局長は、各月の時間外労働時間合計数を 20 時間程度に抑え、各日の時間外労働時間数を 1 時間ないし 2 時間と定めて、2 か月の合計時間外労働時間数をいわゆる三六協定における労働時間を延長する限度時間である 50 時間を超えないように調整し、原告に超過勤務命令簿に押印させた。

この超過勤務命令簿記載の超過勤務が実態を反映しないことは、原告が 2004 年 7 月 6 日(火)及び同年 8 月 17 日(火)は休暇を取得しているにもかかわらず、2 時間の超過勤務をしたと記載されていることから明らかである。

また、原告は、計画係が現金(年賀状等の販売代金等)、四輪自動車の鍵、ポケットリーダー及び領収書等を保管する金庫を開閉するため、鍵の授受をしているが、始業時刻より前に鍵を受領し、上記超過勤務命令簿記載の超過勤務の終了時刻よりも後に鍵を返却しており、同命令簿記載の超過勤務時間は実態を反映していないものである。しかも、原告が所属する第一集配営業課の課長(集配営業課の統括課長)である梅影忠二は、原告に対し、同金庫に保管する物品にかかる業務以外の業務を鍵を返却した後に行うよう指示し、明示的に上記超過勤務命令簿記載の超過勤務時間を超える時間外労働に従事するよう命令して

いるものである。

そして、被告は、原告をして、同年 6 月の 114 時間 50 分を頂点に、三六協定の 2 か月分の延長限度時間である 50 時間をはるかに超える(同年 8 月と 10 月以外はいずれも 1 か月間だけで 2 倍前後である)時間数の時間外労働に従事させ、午後 10 時以降の深夜時間帯まで時間外労働させることも少なくなかったものである。

以上のとおり、被告は、原告に対し、極めて杜撰な労働時間管理をしていたものである。

7 原告の割増賃金付加金請求権の存在

原告の上記時間外労働、深夜労働及び休日労働の時間は、労働基準法 37 条に基づき、被告会社に対し、時間外労働は 25%以上、深夜労働は 25%以上、休日労働は 35%以上の割増賃金の支払を義務づけられている時間である。

しかるに、上記のとおり、被告は、2004 年 4 月から同年 10 月まで、原告に対し、時間外労働、深夜労働及び休日労働の上記割増賃金を全く支払っていないものであり、同年 11 月分も支払期日の同年 12 月 18 日に支払わないことは確実である。

したがって、原告は、被告に対し、労働基準法 114 条に基づき、付加金 1,226,024 円(11 月の労働時間表の右下にある「4 月～11 月の総合計」の「b+c=」欄参照)を請求する権利を有している。

被告は、長期間、原告に対し、実際の時間外労働、深夜労働及び休日労働の時間数に応じた割増賃金を支払わず、未払金額は多額に上っている。しかも、被告は、労働基準監督署より時間外労働関係について 2003 年度は 10 局所が是正勧告を、4 局所が指導を受け、2004 年度は同年 10 月末現在で 7 局所が是正勧告を、5 局所が指導を受けており、全ての従業員に対し、上記のとおり極めて杜撰な労働時間管理をして、実際の時間外労働、深夜労働及び休日労働の時間数に応じた割増賃金を支払っていない。

なお、被告生田は、2004 年 11 月 16 日、衆議院総務委員会において、サービス残業は「経営の恥」であり、根絶する旨答弁しているが、実態は何ら改善されていない。しかも、東京支社の郵便事業部長である関祥之は、原告と家族に対し、2004 年 12 月 1 日付で、原告が家族との大切な時間を削って時間外労働をしていることを認める書簡を送付しているものである。

このように被告の労働時間管理は、極めて悪質であるから、制裁の観点からも、付加金全額の支払を命じるべきである。

8 将来の給付の訴え

原告の 2004 年 11 月分の時間外労働手当については、支払期日が同年 12 月 18 日であり、本件訴訟提起時点で支払期日が到来していないが、既に同年 11 月分の超過勤務命令簿が作成されており、これに記載された金額しか被告が支払わないのは確実であるから、あらかじめその請求をする必要があるというべきである。

9 結論

よって、原告は、被告に対し、

賃金請求権に基づき 1,292,840 円及び別紙一覧表記載の内金に対する同表記載の起算日(各月の賃金支払期日の翌日)から支払済みまで民事法定利率年 5 分の割合による遅延損害金の支払、

労働基準法 114 条に基づき、付加金として 1,226,024 円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民事法定利率年 5 分の割合による遅延損害金の支払、をそれぞれ求める。

証 拠 方 法

追って口頭弁論において提出する。

添 付 書 類

- | | | |
|---------|-----|-----|
| 1 資格証明書 | 1 通 | |
| 2 訴訟委任状 | | 1 通 |

一 覧 表

内金	起算日
158,606円	2004年5月19日
198,180円	2004年6月19日
206,647円	2004年7月17日
177,884円	2004年8月19日
135,852円	2004年9月18日
165,183円	2004年10月19日
91,773円	2004年11月19日
158,716円	2004年12月18日